

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等又は、問診票等を通して、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記の通り診療報酬点数を算定致します。

初診時	1点
再診時 (3ヶ月に1回算定)	1点

今後も正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

病院長